

三重県職員信用組合 教育資金 ご案内

令和4年7月1日現在

商品名	教育資金
ご利用いただける方	下記のすべての条件に該当する個人の方に限ります。 ① 当組合の組合員である方（借入申込と同時加入可） ② 常時勤務する職員で、給与引去りによる返済が可能な方 ③ 申込時満20歳以上の方
お使いみち	① 学校へ納付する受験料、入学金、授業料等 ② 予備校・学習塾への入学金、授業料等 ③ アパート、下宿代等（敷金、礼金、家賃） ④ 留学費用 ⑤ 自己啓発・資格取得のため各種学校を利用するための費用 ⑥ 他金融機関等で教育資金用に融資を受けている資金の借換え ※ 当組合融資分の借換えは不可です。 ⑦ 仕送り等（お子さま等お1人に対し、年間120万円まで） ※ 仕送り等のみのお借入は不可です。①～⑥のいずれかの費用と同時お借入が必要です。 ※ ①～⑤については、1年間分をまとめてご融資できます。 ※ アパート等で複数年契約における一括払いについては、契約金額内までご融資できます。
ご融資金額	10万円以上 3,000万円以下（1万円単位）
返済期間・利率 （注1）	○ 5年超20年以内 1.90%（変動） ○ 5年以内 1.90%（固定） ※ なお、キャンペーン期間中については、キャンペーンの金利が適用されます。 ※ 変動金利については年1回金利見直しを行い、変更の場合は毎年3月末日を基準日とし、同年6月の返済後から新金利適用となります。
返済方法	○ 給与又は賞与から天引きさせていただきます。（給与及び賞与からの併用も可） ○ 元利均等返済方式か元金均等返済方式をお選びいただけます。 ○ 返済期間内において、当初借入日からご希望の一定期間を元金据置にすることができます。この間は、利息のみのお支払となります。 ※ 元金据置の一定期間は、申込時における融資対象の学校をご卒業されるまでの在学予定期間内とします。 ※ 店頭で返済額を試算いたします。
担保	お申込金額により必要な場合があります。
保証人	当組合におけるフリーローン、不動産担保融資を徴した貸付金、連帯保証人を付した貸付金を除いた総融資金額（今回申込分を含む）が下記①、②、③以下の場合には、連帯保証人は不要です。 ① 条件付き採用期間の場合は100万円 ② 勤続年数3年未満の場合は300万円 ③ 勤続年数3年以上の場合は500万円 ※ 当組合が必要と認めたときにはこの限りではありません。 ※ 連帯保証人になれる方は、制限行為能力者を除いた、当組合が保証能力を有する者と認めた方とします。
保証料・事務手数料	不要
費用	印紙代が別途必要となります。
期限前返済	全額繰上返済・一部繰上返済とも可 （元金30万円以上で当組合指定日、手数料不要）
必要書類	（1）給与及びご本人確認書類 ① 給与個人別明細書等 ② 運転免許証等 ※ 原本確認のうえ、写しをとらせていただきます。 （2）資金使途確認資料 ① 在学証明書（写）、学生証（写）等 ② 学費又は受験料の振込票（写）、入学案内書（写）等 ③ アパート等契約書（写）等

	<p>④ 住民票 (写)、保険証 (写)、戸籍抄本 (写) 等 ⑤ 現在、借入をしている金融機関等の償還明細表 (写) 等 ⑥ 領収書 (写)、振込受取書 (写) 等 (1ヶ月以内)</p> <p>[お子さまの教育資金の場合] ① ② ③ ④</p> <p>[自己啓発等の場合] ②</p> <p>[借換え等の場合] 申込時 ⑤、お借入後 ⑥</p> <p>※ なお、取引の内容を考慮した上で他金融機関の借入状況を示すもの (給与振込口座の通帳等) を提示していただく事がございます。</p>
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。 【窓口：三重県職員信用組合 預金課】 059-228-5205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日 (祝日及び当組合の休業日は除く) ・ 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 <p>なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.sansyokushin.shinkumi.jp</p> <p>・紛争解決措置 愛知県弁護士会 紛争解決センター (電話：052-203-1777) 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター (電話：0564-54-9449) 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。 【窓口：(一社) 東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日 (祝日及び協会の休業日は除く) ・ 受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分 ・ 電話 052-451-2110 ・ 住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 <p>【窓口：(一社) 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付日 月曜日～金曜日 (祝日及び協会の休業日は除く) ・ 受付時間 午前9時～午後5時 ・ 電話 03-3567-2456 ・ 住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)

(注1) 再任用者の方の借入における返済期間は任期满了日までとなります。

- * お申込に際しては、当組合による事前審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- * 変動金利扱いの融資は当組合所定の基準金利に連動して金利が変動します。基準金利につきましては、当組合窓口にてお問い合わせください。
- * ご質問等がございましたら、当組合までお問い合わせください。
- * 住所・氏名・電話番号など、変更があった場合は、手続きが必要となります。

三重県職員信用組合 融資課

Tel (代表) 059 (228) 5205
 (融資課直通) 059 (213) 6240
 Fax 059 (228) 3700